

該当事業者確認フロー図

令和2年度および令和3年度に「丹波市新型コロナウイルス対策中小企業信用保証料補助金」の交付を受けた

はい

いいえ

下記に該当する事業者である。

- ①補助金の交付を受けて借入れを行った債務を返済期限より前に完済し、信用保証協会から信用保証料の返戻があった。
- ②補助金の交付を受けて借入れをしたを債務を返済期限より前に借り換えを行い、信用保証協会から信用保証料の返戻または相殺があった。（例：兵庫県の伴走型経営支援特別貸付に借り換えした場合等）

いいえ

該当の事業者ではありません。
今後、繰上償還等に伴い、信用保証協会から保証料の返戻があれば、商工振興課までお知らせください。

はい

補助金を返還いただく必要があります。下記の書類を商工振興課へ提出ください。

<提出書類>

(1) 新型コロナウイルス対策中小企業信用保証料返戻届

※様式は市HPでダウンロードできます。

(2) 返戻保証料額がわかるもの（兵庫県信用保証協会発行「返戻保証料の振込についてのご案内」の写し等）

※紛失されている場合は、兵庫県信用保証協会西脇支所（0795-22-6775）へお問い合わせください。

※借り換えを行った事業者は兵庫県信用保証協会から「返戻保証料の振込についてのご案内」が発行されていない場合があります。返戻保証料の内訳がわかるものを取扱金融機関へお問い合わせください。

商工振興課に書類を提出（郵送または持参）

商工振興課で補助金返還額を算定し、納付書を送付します。
納入期限までにお支払ください。